

尾道市総合評価審査委員会設置要綱

平成19年11月1日制 定
平成20年4月1日一部改正
平成20年5月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成26年3月18日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年4月21日一部改正

(目的及び設置)

第1条 本市が実施する事業の執行において、総合評価方式の試行に当たり、適正な実施を審査するため、尾道市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審査及び決定を行う。

- (1) 総合評価方式の入札によることの適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準の策定に関すること。
- (3) 落札者の決定に関すること。
- (4) その他総合評価方式に関し必要な事項

(審査委員会)

第3条 審査委員会の種類及び組織は、設計金額によりそれぞれ別表のとおりとする。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会の運営に当たる。

2 委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の代理)

第5条 委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員が指名して委員長の承認を受けた者がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、学識経験者として意見を聴くため、審査委員会に特別委員をおく。

2 特別委員は、学識経験者 2 名以上を市長が委嘱する。

(会議)

第 7 条 審査委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、審査対象事業を主管する課長又はその代理者である委員は出席しなければならない。

2 審査委員会は、緊急を要する場合にあっては、持回りによって審査及び決定をすることができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

4 審査委員会の会議は、非公開とし、何人もその内容を他人に漏らしてはならない。

(資料の作成等)

第 8 条 総合評価方式に関する資料は、契約担当課長が必要部数を作成して委員に配布するものとし、会議終了後直ちに回収するものとする。

(庶務)

第 9 条 審査委員会の庶務は、建設部契約課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか審査委員会の運営その他必要な事項は、委員長がその都度委員会に諮って定める。

別表（第3条関係）

種類 組織	A 設計金額が1件4,000 万円以上	B 設計金額が1件500万 円以上4,000万円未 満	C 設計金額が1件130 万円以上500万円未 満
委員長	副市長	建設部長	建設部長
副委員長	建設部長	参事(定住交流担当)	契約課長
委員	参事(定住交流担当) 因島総合支所長 契約課長 土木課長 維持修繕課長 建築課長	契約課長 工事主管課長	工事主管課長
特別委員	学識経験者2名以上	学識経験者2名以上	学識経験者2名以上